

## 総務委員会審査日程表

日時 令和7年12月11日(木)

午前9時30分開議

場所 第3・4委員会室

- |    |        |   |
|----|--------|---|
| 第1 | 陳情第29号 | 職員団体の組合費給与天引き(チェックオフ)手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書                                     |
| 第2 | 議案第80号 | 令和7年度流山市一般会計補正予算(第4号)   |
| 第3 | 議案第82号 | 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第4 | 議案第81号 | 流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第5 | 議案第83号 | 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
|    | 議案第84号 | 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
|    | 議案第85号 | 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第6 | 議案第87号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について |
| 第7 | 議案第88号 | 財産の取得について(中野久木散策の森用地)   |

第 8 議案第 8 6 号 記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について

第 9 所管事務の継続調査について

## 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 趣旨・背景

令和7年3月に策定した「流山市こども計画」に基づき、全てのこどもたちが希望に満ちた未来を描けるよう、健やかな成長を支えるとともに、こどもたちのための施策をより一層推進していく組織として、「子ども家庭部」を「こども未来部」に変更する。

また、こども家庭センターの設置に伴い、健康福祉部及びこども未来部の分掌する事務を整理する。

### 2 改正内容

- (1) 令和8年4月1日付け組織改編として子ども家庭部の名称をこども未来部に変更する。(資料2第1条)
- (2) こども家庭センターの設置に伴い、健康福祉部及びこども未来部の分掌する事務を整理する。(資料2第2条)
- (3) 部の名称変更に伴い、流山市議会委員会条例(昭和42年流山市条例第11号)に規定する教育福祉委員会の所管事項についても整理する。(資料3第2条)

### 3 施行日(予定)

令和8年4月1日

### 4 改正後の事務手続の変更点

こども基本法の基本理念を踏まえ、子ども家庭部の名称を変更することで、より所掌事務に適した部の名称となる。

流山市部設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

※下線部分が変更部分

改正後	改正前
<p>○流山市部設置条例            昭和43年3月25日条例第5号            (設置)            第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。            (1)～(5) 省略            (6) <u>こども未来部</u>            (7)～(10) 省略            2 前項第5号の健康福祉部及び同項第6号の<u>こども未来部</u>は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定により設置する福祉に関する事務所を兼ねるものとする。            (事務分掌)            第2条 部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。            (1)～(4) 省略            (5) 健康福祉部            ア 社会福祉に関すること (<u>こども未来部</u>が所掌する事務を除く。)            イ 市民の健康管理及び予防衛生に関すること (<u>こども未来部が所掌する事務を除く。</u>)            (6) <u>こども未来部</u>            ア 子育て支援に関すること。            イ <u>こども(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定するこどもをいう。)</u>及び家庭に関すること。            (7)～(10) 省略</p>	<p>○流山市部設置条例            昭和43年3月25日条例第5号            (設置)            第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。            (1)～(5) 省略            (6) <u>子ども家庭部</u>            (7)～(10) 省略            2 前項第5号の健康福祉部及び同項第6号の<u>子ども家庭部</u>は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定により設置する福祉に関する事務所を兼ねるものとする。            (事務分掌)            第2条 部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。            (1)～(4) 省略            (5) 健康福祉部            ア 社会福祉に関すること (<u>子ども家庭部</u>が所掌する事務を除く。)            イ 市民の健康管理及び予防衛生に関すること _____。            (6) <u>子ども家庭部</u>            ア 子育て支援に関すること。            イ <u>子ども</u> _____及び家庭に関すること。            (7)～(10) 省略</p>

流山市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和7年第4回定例会  
 総務委員会  
 議案第82号 資料3

※下線部分が変更部分

改正後	改正前
<p>○流山市議会委員会条例                      昭和42年6月26日条例第11号                      (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)                      第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。                      (1) 総務委員会 7人                          ア～ク 省略                      (2) 教育福祉委員会 7人                          ア 健康福祉部の所管に属する事項                          イ <u>こども未来部</u>の所管に属する事項                          ウ 教育委員会の所管に属する事項                      (3) 市民経済委員会 7人                          ア～エ 省略                      (4) 都市建設委員会 7人                          ア～エ 省略</p>	<p>○流山市議会委員会条例                      昭和42年6月26日条例第11号                      (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)                      第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。                      (1) 総務委員会 7人                          ア～ク 省略                      (2) 教育福祉委員会 7人                          ア 健康福祉部の所管に属する事項                          イ <u>子ども家庭部</u>の所管に属する事項                          ウ 教育委員会の所管に属する事項                      (3) 市民経済委員会 7人                          ア～エ 省略                      (4) 都市建設委員会 7人                          ア～エ 省略</p>

## 流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 趣旨・背景

#### (1) 国際交流・多文化共生について

流山市国際交流基金設置当時の昭和63年頃の国際化に関する施策は、昭和62年に自治省が策定した「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」に基づき、各自治体において、海外地域との姉妹都市交流や外国青年招致事業などの国際交流を中心とした国際化施策が実施されており、本市においても、国際化社会に対応すべく、幅広い国際的視野を持った人材の育成を目的に青少年海外研修派遣事業などを実施していた。

1990年代以降、外国人住民が急激に増加し、外国人住民施策が全国的な課題となったため、総務省では、国籍などが異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、地域における多文化共生を推進するため、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定している。

多くの自治体がこのプランに基づき多文化共生施策を実施する中、本市においても、在留外国人の生活相談等を行う窓口の設置、多言語による行政情報の発信などの在留外国人の支援を行うほか、多文化共生普及啓発講座の実施など市民の国際理解を深めるための事業を実施している。

このように、国際化に関する施策は、時代の変化とともに、国際交流に加え、多文化共生を主な柱とするようになっており、基金の設置目的についても、多文化共生を明記する。

#### (2) 平和事業について

本市では、昭和62年1月1日の市施行20周年を契機に平和都市宣言を行い、その精神に則り、平和大使の広島派遣や平和ポスター展の実施など様々な平和事業を展開し、市民の平和意識の醸成を図っている。

また、ロシアによるウクライナへの武力侵攻により、ウクライナ国籍の方が避難してきたため、国際的な避難民の支援として、一

時金の支給や水道料金等の減免などを行っている。

国際的な避難民の支援でもわかるように「国際」と「平和」という概念が非常に密接な関係であり、平和事業は、多文化共生や市民の国際理解を深めるための事業と密接に関連するものであるとともに、市民の国際理解を推進するためには、市民の平和意識の醸成を図ることも重要であることから、基金の設置目的に平和事業を追加する。

## 2 改正の内容

(1) 条例の題名を「流山市国際交流平和基金条例」に改める。

(2) 基金を財源として充てる事業を次のとおりとする。

改正前	①市内の青少年と海外の青少年との国際交流その他の市民の国際理解に関する事業及びこれに付随する事業
改正後	①国際交流及び多文化共生を推進することにより市民の国際理解を深めるための事業
	②市民の平和意識の醸成を図るための事業

※資料2 新旧対照表参照

## 3 施行期日

公布の日

流山市国際交流基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市国際交流基金条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="197 419 573 448">流山市国際交流平和基金条例</p> <p data-bbox="152 504 237 533">（設置）</p> <p data-bbox="107 549 1106 703">第1条 <u>国際交流及び多文化共生を推進することにより市民の国際理解を深めるための事業並びに市民の平和意識の醸成を図るための事業に要する資金を積み立てるため、流山市国際交流平和基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="152 762 237 791">（処分）</p> <p data-bbox="136 807 1090 879">第6条 基金は、<u>第1条の事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p data-bbox="1216 419 1536 448">流山市国際交流基金条例</p> <p data-bbox="1171 504 1256 533">（設置）</p> <p data-bbox="1126 549 2125 620">第1条 <u>国際交流を通じ、市民の国際理解を深めるため、流山市国際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="1171 762 1256 791">（処分）</p> <p data-bbox="1126 807 2125 962">第6条 基金は、<u>市内の青少年と海外の青少年との国際交流その他の市民の国際理解に関する事業及びこれに付随する事業の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

給与改定の概要

(議案第83号、議案第84号、議案第85号【改正概要】)

1 議案第83号(一般職について)

(1) 給料表

人事院及び千葉県人事委員会勧告で示された行政職給料表に準じて、給料月額を平均3.5%引き上げる(令和7年4月1日適用)。

また、特定任期付職員の給料月額についても引き上げる。

初任給(給料月額)

区分	級号給	現行	R7改定後	差額
大学卒	1級29号給	225,600円	237,600円	12,000円
高校卒	1級9号給	194,500円	206,700円	12,200円

(2) 期末・勤勉手当の支給月数

期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

(ア) 一般職員及び会計年度任用職員(+0.05月分)

(単位:月分)

		現行	R7改定後	R8以降
6月期	期末	1.25	1.25 (支給済み)	1.2625
	勤勉	1.05	1.05 (支給済み)	1.0625
	計	2.30	2.30 (支給済み)	2.325
12月期	期末	1.25	1.275	1.2625
	勤勉	1.05	1.075	1.0625
	計	2.30	2.35	2.325
年間	期末	2.50	2.525	2.525
	勤勉	2.10	2.125	2.125
	計	4.60	4.65	4.65

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員 (+ 0.05 月分)

(単位：月分)

		現行	R7改定後	R 8 以降
6 月期	期末	0.70	0.70 (支給済み)	0.7125
	勤勉	0.50	0.50 (支給済み)	0.5125
	計	1.20	1.20 (支給済み)	1.225
12 月期	期末	0.70	0.725	0.7125
	勤勉	0.50	0.525	0.5125
	計	1.20	1.250	1.225
年間	期末	1.40	1.425	1.425
	勤勉	1.00	1.025	1.025
	計	2.40	2.45	2.45

(ウ) 特定任期付職員 (+ 0.05 月分)

(単位：月分)

		現行	R7改定後	R 8 以降
6 月期	期末	0.95	0.95 (支給済み)	0.9625
	勤勉	0.875	0.875 (支給済み)	0.8875
	計	1.825	1.825 (支給済み)	1.85
12 月期	期末	0.95	0.975	0.9625
	勤勉	0.875	0.900	0.8875
	計	1.825	1.875	1.85
年間	期末	1.90	1.925	1.925
	勤勉	1.75	1.775	1.775
	計	3.65	3.70	3.70

※表中の勤勉手当の支給月数は、勤務成績が特に良好の場合。

(3) 地域手当の支給割合

近隣市との均衡及び人材確保の観点から、令和8年4月1日より地域手当の支給割合を7.5%から8%へ引き上げる。

なお、近隣市においては、令和8年度の地域手当の支給割合の見込みは下表のとおりである。

柏市	松戸市	野田市	我孫子市	鎌ヶ谷市
8.0%	10.0%	8.0%	9.5%	6.0%

(4) 自動車等交通用具使用者の通勤手当の上限引き上げ

自動車等交通用具を使用している者の通勤手当について

- ・ 上限を60km以上で32,830円から国家公務員に準じて100km以上で66,400円に
- ・ 距離区分を5kmごととし、新設の距離区分については国家公務員の額を参考に新たに支給額を設定

使用距離（片道）	改正前（円）	改正後（円）
2km以上 5km未満	5,100	5,100
5km以上 10km未満	7,020	7,020
10km以上 15km未満	9,900	9,900
15km以上 20km未満	11,820	11,820
20km以上 25km未満	16,620	16,620
25km以上 30km未満		17,420
30km以上 35km未満	21,670	21,670
35km以上 40km未満		22,800
40km以上 45km未満	26,970	26,970
45km以上 50km未満		29,100
50km以上 55km未満	29,650	32,300
55km以上 60km未満		35,500
60km以上 65km未満	32,830	38,700
65km以上 70km未満		42,200
70km以上 75km未満		45,700
75km以上 80km未満		49,200
80km以上 85km未満		52,700
85km以上 90km未満		56,200
90km以上 95km未満		59,600
95km以上 100km未満		63,000
100km以上		66,400

2 議案第84号（特別職の職員について）

期末手当の年間支給月数を引き上げる（+0.05月分）。

（単位：月分）

		現行	R7改定後	R8以降
6月期	期末	2.275	2.275 (支給済み)	2.30
12月期	期末	2.275	2.325	2.30
年間	計	4.55	4.60	4.60

3 議案第85号（議会議員について）

期末手当の年間支給月数を引き上げる（+0.05月分）。

（単位：月分）

		現行	R7改定後	R8以降
6月期	期末	2.20	2.20 (支給済み)	2.225
12月期	期末	2.20	2.25	2.225
年間	計	4.40	4.45	4.45

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（公布日施行）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100  (2) 5か月以上6か月未満 100分の80  (3) 3か月以上5か月未満 100分の60  (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100  (2) 5か月以上6か月未満 100分の80  (3) 3か月以上5か月未満 100分の60  (4) 3か月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次</p>

改正後	改正前
<p>の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（地域手当）                      第10条の2 地域手当は、民間における賃金、物価及び生計費を考慮し、すべての職員に支給する。                      2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）                      第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。                      (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）                      (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）                      (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）                      2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>（地域手当）                      第10条の2 （同左）                      2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の7.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（通勤手当）                      第11条 （同左）                      2 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 5,100円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 7,020円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 9,900円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,820円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 16,620円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 17,420円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 21,670円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 26,970円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円</p> <p>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 5,100円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 7,020円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 9,900円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 11,820円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,620円</p> <p>カ 使用距離が片道30キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,670円</p> <p>キ 使用距離が片道40キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,970円</p> <p>ク 使用距離が片道50キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,650円</p> <p>ケ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 32,830円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



改正後	改正前
<p>当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p>

改正後	改正前
<p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>	<p>(同左)</p>
<p>7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>	<p>(同左)</p>
<p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p>	<p>(同左)</p>
<p>9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(同左)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第6項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>第19条 (同左)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6か月 100分の100</p> <p>(2) 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>(3) 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>(4) 3か月未満 100分の30</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）新旧対照表（公布日施行）

改正後		改正前	
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>		<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	405,000	1	392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
<p>2～4 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条、第9条、第10条の3、第14条から第17条まで及び第18条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の5第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条</p>		<p>2～4 （略）</p> <p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の5第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条</p>	

改正後	改正前
例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。	例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の95</u> 」と、給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」とする。

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）新旧対照表（令和8年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第8条、第9条、第10条の3、第14条から第17条まで及び第18条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の5第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>（流山市職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （同左）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の5第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）新旧対照表

○令和7年12月期（公布日施行）

改正後	改正前
<p>（地域手当及び期末手当）</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の232.5</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>（地域手当及び期末手当）</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の227.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

○令和8年6月期以降（令和8年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（地域手当及び期末手当）</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の230</u>」と読み替えた額とする。</p>	<p>（地域手当及び期末手当）</p> <p>第4条 特別職の職員の地域手当及び期末手当の額並びに支給条件は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当基礎額は、6月1日及び12月1日現在において特別職の職員として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とし、その期末手当の額は、給与条例第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の232.5</u>」と読み替えた額とする。</p>

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）新旧対照表

○令和7年12月期（公布日施行）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6か月 100分の100 （2）5か月以上6か月未満 100分の80 （3）3か月以上5か月未満 100分の60 （4）3か月未満 100分の30 3 （略）</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6か月 100分の100 （2）5か月以上6か月未満 100分の80 （3）3か月以上5か月未満 100分の60 （4）3か月未満 100分の30 3 （略）</p>

○令和8年6月期以降（令和8年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6か月 100分の100 （2）5か月以上6か月未満 100分の80 （3）3か月以上5か月未満 100分の60 （4）3か月未満 100分の30 3 （略）</p>	<p>（期末手当） 第6条（略） 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在において議長、副議長及び議員として受ける議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6か月 100分の100 （2）5か月以上6か月未満 100分の80 （3）3か月以上5か月未満 100分の60 （4）3か月未満 100分の30 3 （略）</p>

## 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

### 千葉県市町村総合事務組合からの協議内容

- (1) 千葉県市町村総合事務組合（以下「事務組合」という。）を組織する地方公共団体の数が減少することについて
- (2) 事務組合の共同処理する事務の一部廃止することについて
- (3) 事務組合同規約を変更することについて

これら3つの事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により事務組合長から協議があり、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするもの。

#### 地方自治法（昭和22年法律第67号）抄

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを**組織する地方公共団体**（以下この節において「構成団体」という。）の**数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により**これを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

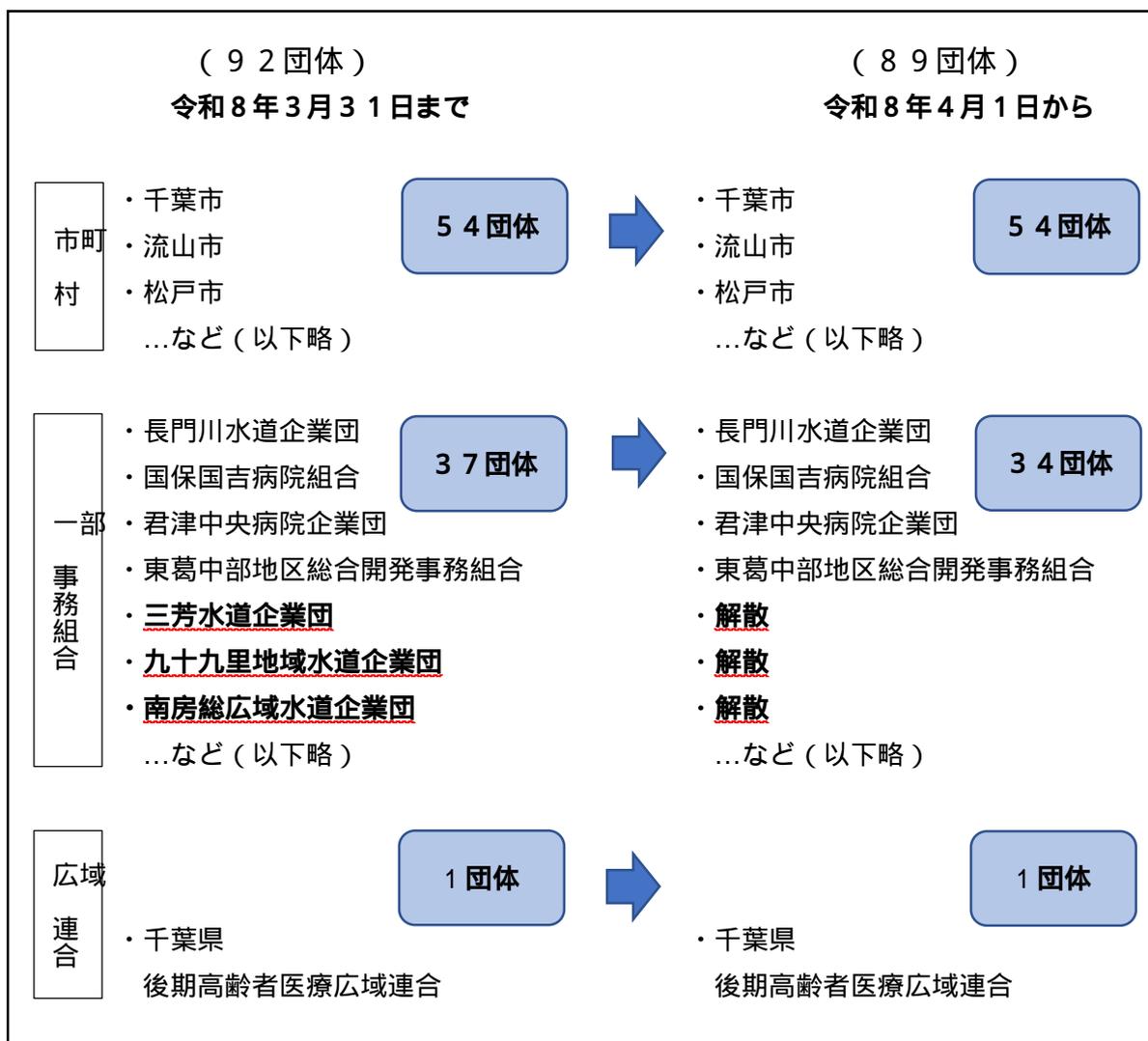
（議会の議決を要する協議）

第二百九十条 第二百八十四条第二項、**第二百八十六条**（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の**協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。**

### (1) 事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することについて

事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日付けで解散することに伴い、事務組合を組織する地方公共団体の数が減少（裏面参照）。

< 変更後の事務組合共同処理団体数 >



( 2 ) 事務組合の共同処理する事務を一部廃止することについて

事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、情報処理技術の発展に伴い、制度目的である市町村職員の一層の資質の向上と事務の合理化が、各共同処理団体が直接民間に委託するなど他の手法により可能となったことから、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって、当該事務を廃止。

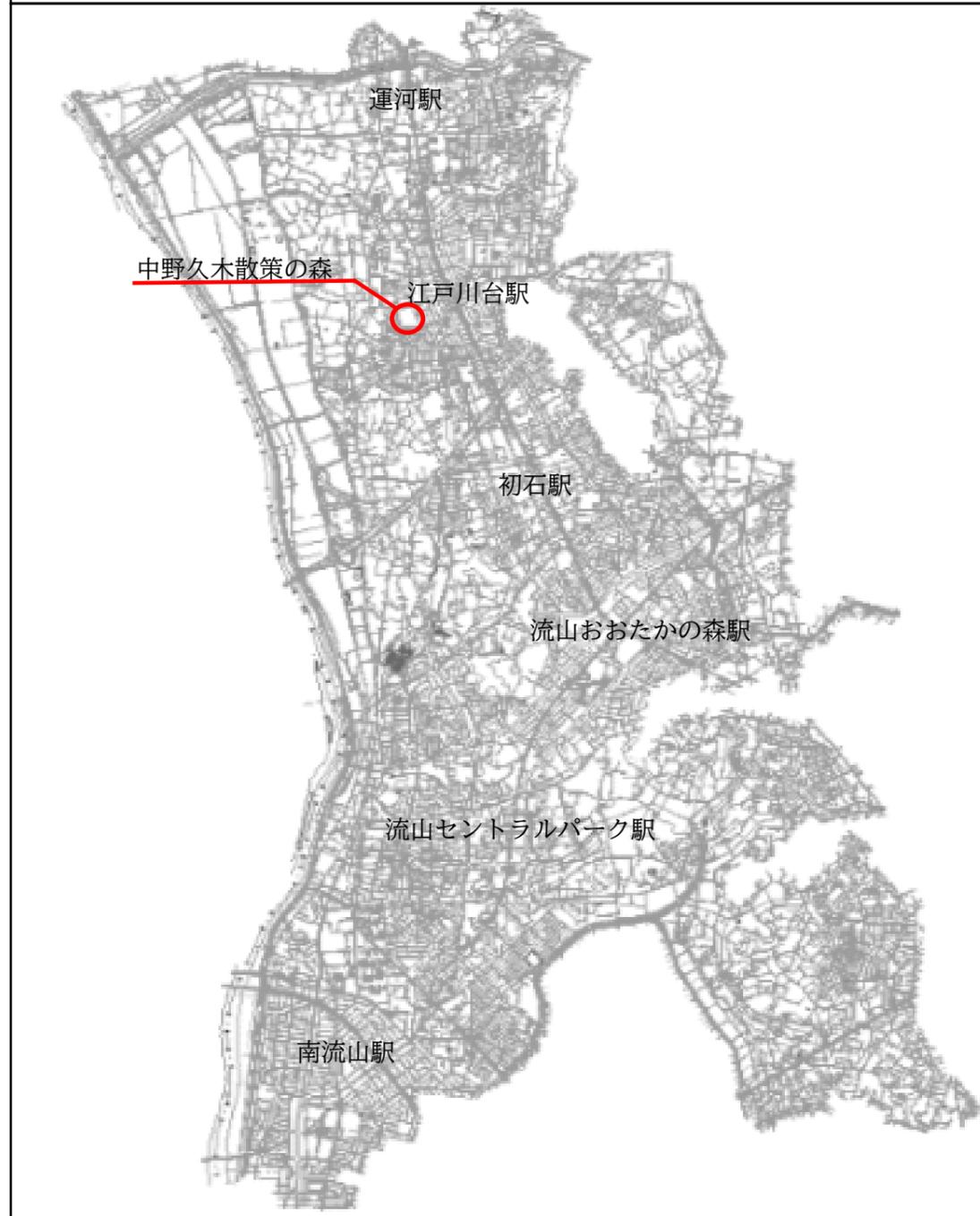
( 3 ) 事務組合同規約を変更することについて

前記( 1 )及び( 2 )を受け、事務組合同規約中、以下の規定の改正を行う。

- ・ 事務組合を組織する地方公共団体に関する規定
- ・ 事務組合の共同処理する事務に関する規定
- ・ 共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定

令和7年第4回定例会 総務委員会 追加資料  
財産の取得について（中野久木散策の森用地）

案内図



平面図



中野久木散策の森 経緯等

- ・平成5年市民の森として借地契約
- ・令和2年用地取得（7,060.78㎡）
- ・令和2年公園開設告示
- ・令和7年度取得予定（6,076.96㎡）
  - ・取得金額：560,903,000円

## 記号式投票に関する条例を廃止する条例の制定について（概要）

### 1 記号式投票について

我が国の選挙は、公職選挙法第46条の規定により、選挙人が投票用紙に候補者氏名や政党名を記載する方法（自書式投票）が採用されている。

ただし、公職選挙法第46条の2第1項の規定より、地方公共団体の長や議員の選挙（点字投票、期日前投票及び不在者投票を除く）については、条例によって、投票用紙にあらかじめ印刷された候補者名に選挙人が○印を付ける方法（記号式投票）を採用することができるとされている。

本市では、投票の有効無効の判定が比較的容易となることや無効投票の減少が見込まれること、さらに開票事務の簡素化等のメリットがあることから、市長選挙について、記号式投票に関する条例（昭和38年条例第6号）に基づき、記号式投票を採用してきた。

### 2 廃止の背景と理由

条例の制定から長期間が経過し、選挙制度等に変化が生じているため、記号式投票のメリットが少なくなっている。

平成15年に公職選挙法が一部改正され、各選挙において期日前投票を行うことが可能となった。期日前投票は告示日の翌日から開始されるため、候補者名をあらかじめ印刷した投票用紙を調製することが不可能なことから、自書式投票により実施することとされた。

このため、市長選挙においては、当日投票（点字投票を除く）では記号式投票用紙が用いられ、期日前投票及び不在者投票では自書式投票用紙が用いられている。また、市長選挙と同日に執行される市議会議員選挙では自書式投票用紙を用いることから、投票する期日や選挙の種類によって投票方法が異なり、選挙人にも混乱を招く恐れがある。

さらに、記号式投票用紙は、立候補届出者が多数であった場合、用紙の規格の都合で候補者名が見つらくなり、選挙の公正・適正な執行に支障をきたす可能性がある。

開票事務においても、2種類の投票用紙が混在し、それぞれの投票用紙ごとに系統を分けて実施するなど作業の煩雑化を招いている。特に近年は期日前投票者数の増加傾向に伴い、自書式投票用紙の数が増えているため、以前のような開票作業の簡素化のメリットがなくなっている。

これらのことから、本条例を廃止し、市長選挙の当日投票においても、他の選挙や期日前投票と同様の投票方法とするものである。

(参考 期日前投票者数の割合の推移)

選挙種別	投票者数	期日前投票者数	期日前の割合
R5.4 県議会選挙	62,692 人	16,942 人	27.02%
R5.4 市長市議選挙	75,707 人	22,860 人	30.19%
R6.10 衆議院選挙	96,786 人	34,084 人	35.21%
R7.3 千葉県知事選挙	53,127 人	21,569 人	40.59%
R7.7 参議院選挙	104,684 人	44,766 人	42.76%

※市長市議選挙は市長選挙、衆議院選挙は小選挙区選挙、参議院選挙は選挙区選挙の数値